議案第180号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年さいたま市条例第263号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後			改正前		
別表第1(第3	3条、第9条関係)	別	表第1(第3	条、第9条関係)		
名 称	区域		名 称	X	域	
[略]			[略]			
岸町5丁目	[略]		岸町5丁目	[略]		
北地区地区			北地区地区			
整備計画区			整備計画区			
域			域			
土屋地区地	都市計画法第20条第1項の規					
区整備計画	定により告示された土屋地区地					
区域	区計画の区域のうち、地区整備					
	計画が定められた区域					
宮前町1丁	都市計画法第20条第1項の規					
目西地区地	定により告示された宮前町1丁					
区整備計画	目西地区地区計画の区域のうち、					
区域	地区整備計画が定められた区域					
蓮沼五反田	都市計画法第20条第1項の規					
地区地区整	定により告示された蓮沼五反田					
備計画区域	地区地区計画の区域のうち、地					
	区整備計画が定められた区域					

大谷南部地 区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大谷南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
大谷北部地 区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大谷北部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

5 1 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	1	ゥ	工	オ	カ
A地区(0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 2 0 平方	120平方	
土屋地区地				-	メートル (
区計画の地				境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
区整備計画				は、その境界線)及び敷地境界線までの	整備等によ	
図に表示す				距離とする。ただし、壁面の位置の制限	リ分割した	
るA地区を				に満たない距離にある建築物又は建築物	土地が建築	
いう。)				の部分のうち、建築物に附属する物置そ	物の敷地面	
				の他これに類するもの(自動車車庫等を	積の最低限	
				除く。)で軒の高さが2.3メートル以	度に満たな	
				下で、かつ、床面積の合計が5平方メー	い場合にお	
				トル以内であるもの、建築物に附属する	いて、その	
				開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが	全部を一の	
				2 . 3メートル以下であるもの、外壁等	敷地として	
				の中心線の長さの合計が3メートル以下	使用する場	
				であるもの又は出窓(見付面積の2分の	合は、この	
				1以上が窓であり、天袋、地袋その他こ	限りでない。	
				れらに類するものを設けないものに限る。)	
) で下端の床面からの高さが30センチ		
				メートル以上で、かつ、出幅50センチ		
				メートル以下であるものを除く。)		
`	次に掲げる用途に			0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 2 0 平方	120平方	
土屋地区地	供する建築物			メートル以上の建築物の外壁等から道路	メートル (トル
区計画の地	(1) 法別表第2			境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
区整備計画	(に)項第4号に			は、その境界線)及び敷地境界線までの	整備等によ	
図に表示す				距離とする。ただし、壁面の位置の制限	り分割した	
るB地区を	(2) 風俗営業等			に満たない距離にある建築物又は建築物	土地が建築	
いう。)	の規制及び業			の部分のうち、建築物に附属する物置そ	物の敷地面	
	務の適正化等			の他これに類するもの(自動車車庫等を	積の最低限	
	に関する法律			除く。)で軒の高さが2.3メートル以	度に満たな	
	第2条第1項			下で、かつ、床面積の合計が5平方メー	い場合にお	
	第5号及び第			トル以内であるもの、建築物に附属する	いて、その	
	6号に規定す			開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが	全部を一の	
	る営業を営む			2.3メートル以下であるもの、外壁等	敷地として	
	施設			の中心線の長さの合計が3メートル以下	使用する場	
1				であるもの又は出窓(見付面積の2分の	合は、この	

	1以上が窓であり、天袋、地袋その他こ	限りでない。	
	れらに類するものを設けないものに限る。)	
)で下端の床面からの高さが30センチ		
	メートル以上で、かつ、出幅50センチ		
	メートル以下であるものを除く。)		

5 2 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

E /			l			
地区	ア	1	ウ	I	オ	カ
A地区(次に掲げる用途に				120平方	15メー
宮前町1丁	供する建築物				メートル (トル
目西地区地	(1) 法別表第2				公共施設の	
区計画の地	(川)項第7号及				整備等によ	
区整備計画	び同表(は)項第				り分割した	
図に表示す	2号に規定す				土地が建築	
るA地区を	るもの				物の敷地面	
いう。)	(2) 風俗営業等				積の最低限	
,	の規制及び業				度に満たな	
	務の適正化等				い場合にお	
	に関する法律				いて、その	
	第2条第1項				全部を一の	
	第5号及び第				敷地として	
	6 号に規定す				使用する場	
	る営業を営む				合は、この	
	施設				限りでない。	
)	
B地区(次に掲げる用途に				120平方	15メー
宮前町1丁	供する建築物				メートル (トル
目西地区地	(1) 法別表第 2				公共施設の	
区計画の地	(に)項第2号か				整備等によ	
区整備計画	ら第5号まで				り分割した	
図に表示す	に規定するも				土地が建築	
るB地区を	の				物の敷地面	
いう。)	(2) 風俗営業等				積の最低限	
	の規制及び業				度に満たな	
	務の適正化等				い場合にお	
	に関する法律				いて、その	
	第2条第1項				全部を一の	
	第5号及び第				敷地として	
	6 号に規定す				使用する場	
	る営業を営む				合は、この	
	施設				限りでない。	
)	
C地区(次に掲げる用途に				120平方	
宮前町1丁	供する建築物				メートル (
目西地区地	(1) 法別表第2				公共施設の	
区計画の地	(に)項第4号及				整備等によ	
区整備計画	び第6号に規				り分割した	
図に表示す	定するもの				土地が建築	

るC地区を	(2) 風俗営業等	物の敷地面	面
いう。)	の規制及び業	積の最低降	艮
	務の適正化等	度に満たな	な
	に関する法律	い場合に	fs
	第2条第1項	いて、その	カ
	第5号及び第	全部を一位	D
	6号に規定す	敷地として	7
	る営業を営む	使用する均	易
	施設	合は、この	D
		限りでなり	, 1 ₀

5 3 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

地区	ア	1	ゥ	工	オ	カ
A地区(次に掲げる用途に				120平方	
`	供する建築物				メートル(
地区地区計	(1) 法別表第 2				公共施設の	
画の地区整	(川)項第7号に				整備等によ	
備計画図に	規定するもの				り分割した	
表示するA					土地が建築	
地区をいう。					物の敷地面	
)					積の最低限	
					度に満たな	
					い場合にお	
					いて、その	
					全部を一の	
					敷地として	
					使用する場	
					合は、この	
					限りでない。	
)	
,	次に掲げる用途に				120平方	12メー
	供する建築物				メートル (トル
地区地区計	(1) 法別表第2				公共施設の	
画の地区整	(川)項第7号及				整備等によ	
備計画図に	び同表(は)項第				り分割した	
表示するB	2 号に規定す				土地が建築	
地区をいう。					物の敷地面	
)	(2) 風俗営業等				積の最低限	
	の規制及び業				度に満たな	
	務の適正化等				い場合にお	
	に関する法律				いて、その	
	第2条第1項				全部を一の	
	第5号及び第				敷地として	
	6号に規定す				使用する場	
	る営業を営む				合は、この	
	施設				限りでない。	
1)	

C地区(次に掲げる用途に	120平方	15メー
蓮沼五反田	供する建築物	メートル (トル
地区地区計	(1) 法別表第2	公共施設の	
画の地区整	(に)項第2号か	整備等によ	
備計画図に	ら第6号まで	り分割した	
表示するC	に規定するも	土地が建築	
地区をいう。	の	物の敷地面	
)	(2) 風俗営業等	積の最低限	
	の規制及び業	度に満たな	
	務の適正化等	い場合にお	
	に関する法律	いて、その	
	第2条第1項	全部を一の	
	第5号及び第	敷地として	
	6 号に規定す	使用する場	
	る営業を営む	合は、この	
	施設	限りでない。	

5 4 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	1	ウ	工	オ	カ
A地区(次(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			境界線(地区施設の道路の場合においては、その境界線)及び敷地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メー	メ公整り土物積度いい全敷使合限ー共備分地ののに場て部地用はりト施等割が敷最満合、をとす、でル設にし建地低たにそーしるこな(のよた築面限なおののて場のい。	
B地区(次に掲げる用途に			0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 3 5 平方	1 3 5 平方	15メー
	供する建築物			メートル以上の建築物の外壁等から道路	メートル (トル
区地区計画	(1) 法別表第 2			境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
の地区整備	(. /			は、その境界線)及び敷地境界線までの	整備等によ	
計画図に表					り分割した	
示するB地	に規定するも			に満たない距離にある建築物又は建築物	土地が建築	
区をいう。	の			の部分のうち、建築物に附属する物置そ	物の敷地面	
)	(2) 風俗営業等			の他これに類するもの (自動車車庫等を	積の最低限	

の規制及び業	除く。)で軒の高さが2.3メートル以	度に満たな
務の適正化等	下で、かつ、床面積の合計が5平方メー	い場合にお
に関する法律	トル以内であるもの、建築物に附属する	いて、その
第2条第1項	開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが	全部を一の
第5号及び第	2 . 3メートル以下であるもの、外壁等	敷地として
6 号に規定す	の中心線の長さの合計が3メートル以下	使用する場
る営業を営む	であるもの又は出窓(見付面積の2分の	合は、この
施設	1 以上が窓であり、天袋、地袋その他こ	限りでない。
	れらに類するものを設けないものに限る。)
) で下端の床面からの高さが30センチ	
	メートル以上で、かつ、出幅50センチ	
	メートル以下であるものを除く。)	

5 5 大谷北部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	1	ウ	エ	オ	カ
A地区(次に掲げる用途に			0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 2 0 平方	120平方	
	供する建築物			メートル以上の建築物の外壁等から道路	メートル (
区地区計画	(1) 法別表第 2			境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
の地区整備	(川)項第7号に			は、その境界線)までの距離とする。た	整備等によ	
計画図に表	規定するもの			だし、壁面の位置の制限に満たない距離	り分割した	
示するA地				にある建築物又は建築物の部分のうち、	土地が建築	
区をいう。				建築物に附属する物置その他これに類す	物の敷地面	
)				るもの(自動車車庫等を除く。)で軒の	積の最低限	
				高さが2.3メートル以下で、かつ、床	度に満たな	
				面積の合計が5平方メートル以内である	い場合にお	
				もの、建築物に附属する開放性の高い自	いて、その	
				動車車庫等で軒の高さが2.3メートル	全部を一の	
				以下であるもの、外壁等の中心線の長さ	敷地として	
				の合計が3メートル以下であるもの又は	使用する場	
				出窓(見付面積の2分の1以上が窓であ	合は、この	
				り、天袋、地袋その他これらに類するも	限りでない。	
				のを設けないものに限る。)で下端の床)	
				面からの高さが30センチメートル以上		
				で、かつ、出幅50センチメートル以下		
				であるものを除く。)		
B地区(次に掲げる用途に			0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 2 0 平方	120平方	12メー
大谷北部地	供する建築物			メートル以上の建築物の外壁等から道路	メートル (トル
区地区計画	(1) 法別表第 2			境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
の地区整備	(川)項第7号及			は、その境界線)までの距離とする。た	整備等によ	
計画図に表	び同表(は)項第			だし、壁面の位置の制限に満たない距離	り分割した	
示するB地	2 号に規定す			にある建築物又は建築物の部分のうち、	土地が建築	
区をいう。	るもの			建築物に附属する物置その他これに類す	物の敷地面	
)	(2) 風俗営業等			るもの(自動車車庫等を除く。)で軒の	積の最低限	
	の規制及び業			高さが2.3メートル以下で、かつ、床	度に満たな	
	務の適正化等			面積の合計が5平方メートル以内である	い場合にお	
	に関する法律			もの、建築物に附属する開放性の高い自	いて、その	
	第2条第1項			動車車庫等で軒の高さが2.3メートル		
	第5号及び第			以下であるもの、外壁等の中心線の長さ	敷地として	

	6 号に規定す る営業を営む 施設	の合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
C地区(次に掲げる用途に	0 . 7 5 メートル (敷地面積 1 2 0 平方	1 2 0 平方	1 5 メー
大谷北部地	供する建築物	メートル以上の建築物の外壁等から道路	メートル (トル
区地区計画	(1) 法別表第2	境界線(地区施設の道路の場合において	公共施設の	
の地区整備	(に)項第2号か	は、その境界線)までの距離とする。た	整備等によ	
計画図に表	ら第6号まで	だし、壁面の位置の制限に満たない距離	り分割した	
示するC地	に規定するも	にある建築物又は建築物の部分のうち、	土地が建築	
区をいう。	の	建築物に附属する物置その他これに類す	物の敷地面	
)	(2) 風俗営業等	るもの(自動車車庫等を除く。)で軒の	積の最低限	
	の規制及び業	高さが2.3メートル以下で、かつ、床	度に満たな	
	務の適正化等	面積の合計が5平方メートル以内である	い場合にお	
	に関する法律	もの、建築物に附属する開放性の高い自	いて、その	
	第2条第1項	動車車庫等で軒の高さが2.3メートル	全部を一の	
	第5号及び第	以下であるもの、外壁等の中心線の長さ	敷地として	
	6 号に規定す	の合計が 3 メートル以下であるもの又は	使用する場	
	る営業を営む	出窓(見付面積の2分の1以上が窓であ	合は、この	
	施設	り、天袋、地袋その他これらに類するも	限りでない。	
		のを設けないものに限る。)で下端の床)	
		面からの高さが30センチメートル以上		
		で、かつ、出幅50センチメートル以下		
		であるものを除く。)		

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。